

議事の運営について（案）

1. 本合同会議は、原則として公開する。なお、傍聴については、本合同会議の運営に支障を来さない範囲において、原則として認める。
2. 配布資料は、原則として公開する。
3. 議事要旨については、原則として会議終了後 1 週間以内に作成し、公開する。
4. 議事録については、原則として会議終了後 1 ヶ月以内に作成し、公開する。
5. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長及び委員長に一任するものとする。